**廃校施設の利活用に関するサウンディング型市場調査実施要領**

**１　調査の目的**

妙高市では、「妙高市立小学校・中学校整備構想」に基づき市内の小中学校の統廃合を進めていますが、廃校後、未活用となっている学校施設については、まちづくりの観点から、売却や貸付も視野に入れた利活用の検討が必要であると考えています。

ついては、民間事業者等との対話を通じて営利目的での利活用の可能性や市場性を把握し、売却先又は貸付先の公募に向けた諸条件の整理などを行うため、サウンディング型市場調査を実施します。

**２　調査の対象**

(1) 施設名　　　　　旧妙高高原南小学校

(2) 施設の概要　　　資料１「施設概要」のとおり

**３　スケジュール**

|  |  |
| --- | --- |
| 内　容 | 日　程 |
| 実施要領の公表（市ホームページ） | 令和5年10月13日(金) |
| 現地見学会の参加申込み受付 | 令和5年10月13日(金)～11月6日(月)午後5時 |
| 現地見学会の開催 | 令和5年11月10日(金) |
| 質問の受付 | 令和5年10月13日(金)～11月6日(月)午後5時 |
| 質問の回答 | 令和5年11月10日(金) |
| サウンディング参加申込み受付 | 令和5年10月13日(金)～11月17日(金)午後5時 |
| サウンディング実施日時等の連絡 | 令和5年11月21日(火) |
| サウンディングの実施日（予定） | 令和5年11月27日(月)～11月29日(水) |
| 実施結果概要の公表 | 令和6年 1月下旬 |

**４　サウンディングの内容**

(1) サウンディングの対象

調査対象施設の利活用による事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ

ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き中の者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者

ウ　妙高市暴力団排除条例（平成24年条例第7号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者

エ　妙高市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成5年12月1日訓令50号）に基づく本市の指名停止期間中の者

オ　国税及び地方税を滞納している者

(2) サウンディングの項目

ア　利活用のアイデア

* 長期にわたり持続可能な事業で、地域の活性化に寄与するアイデアをいただきたいと考えています。

・　施設全体を一括して活用することを基本としますが、一部の活用アイデアであってもお聞かせください。なお、その場合は、活用しない部分の制限等があれば合わせてお聞かせください。

・　現在、屋内運動場は指定避難所となっています。屋内運動場の活用を想定する場合、避難所として継続利用が可能かお聞かせください。

・　屋内運動場及びグラウンドはスポーツ活動等の場としてスポーツクラブ団体等が使用しています。屋内運動場及びグラウンドの活用を想定する場合、時間等を限定するなどの条件を付することでスポーツクラブ団体等が使用することは可能かお聞かせください。

・　現在、プールは防火貯水槽として使用していますが、プールやプール付属室の活用を想定する場合、防火貯水槽の使用や管理に支障がない方法を御検討ください。

イ　地域ニーズ

* 地域から、当該施設等について次のような意見が出ています。

・地域雇用を含めて地域に還元できる施設にしてほしい。

・高齢化が顕著であり、地元住民の参加協力による草刈りや雪囲い作業は困難である。

・騒音や振動、臭気等を発生するような迷惑施設は排除してほしい。

・高原地域には、投てき競技ができるグラウンドなく、グラウンド改修を行えば県外からの合宿生の誘致が期待できる。

　 ウ　利活用の手法

・購入・賃貸の区分、購入・賃貸の希望額

　　※価格については、不動産鑑定等を入れていないため、現時点でお示しすることはできません。

・管理運営方法など

エ　事業スキーム及び採算性、事業想定スケジュール

オ　施設整備・改修等の内容（概算工事金額を含む）

カ　資金計画

キ　周辺地域への貢献や地域コミュニティとの関わり方に関する考え

ク　事業実施にあたり市に期待する支援や配慮してほしい事項等

ケ　事業実施にあたり想定される課題等

**５　サウンディングの手続き**

(1) 現地見学会の開催

サウンディングへの参加を希望する事業者向けの現地見学会を実施します。

ア　申込方法

現地見学会参加申込書（様式１）に必要事項を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを、下記申込先へ電子メールで提出してください。

送信後は、必ず申込先に電話で受信確認を行ってください。

イ　申込受付期間

令和5年10月13日(金)から11月6日(金)午後5時まで

ウ　申込先

「８　問い合わせ・申込先」記載の電子メールあて

エ　開催日時

令和5年11月10日(金)午前10時から（１時間半程度）

オ　会場

旧妙高高原南小学校（現地集合、現地解散）

カ　その他

・　参加事業者１者（１グループ）につき、参加人数は３名以内としてください。

・　現地見学会は参加事業者合同で行います。

・　現地見学会へ参加しない場合であってもサウンディングへ参加することは　可能です。

・　開催日に参加することが難しい場合、外観のみの見学は随時可能ですので、申込受付期間中にお問い合わせください。

(2) 質問の受付・回答

サウンディングへの参加を希望する事業者からの質問を受け付けます。

ア　提出方法

質問書（様式２）に質問内容を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを、下記提出先へ電子メールで提出してください。送信後は、必ず申込先に電話で受信確認を行ってください。

イ　受付期間

令和5年10月13日(金)から11月6日(月)午後5時まで

ウ　提出先

「８　問い合わせ・申込先」記載の電子メールあて

エ　回答方法

質問及び回答をまとめて本市ホームページに掲載します（質問者名は非公表とします）。なお、本件サウンディングについての補足等を掲載することもありますので、質問の有無に関わらず御確認ください。

オ　回答期日

令和5年11月10日(金)

(3) サウンディングへの参加申込み

ア　申込方法

エントリーシート（様式３）に必要事項を記入し、原本ファイル形式のまま保存した電子データを、下記申込先へ電子メールで提出してください。送信後は、必ず申込先に電話で受信確認を行ってください。

イ　申込受付期間

令和5年10月13日(月)から11月17日(金)午後5時まで

ウ　申込先

「８　問い合わせ・申込先」記載の電子メールあて

(4) サウンディングの日時及び場所の連絡

サウンディングへの参加申込みをいただいた事業者の担当者あてに、実施日時及び場所を電子メールにて御連絡します。希望に沿えない場合もありますので、予め御了承ください。

(5) サウンディングの実施

ア　実施期間（予定）

令和5年11月27日(月)～29日(水)午前10時～午後4時

イ　所要時間

参加事業者１者（１グループ）あたり１時間程度

ウ　場所

妙高市役所　会議室

エ　その他

・　サウンディングは参加事業者のアイデア及びノウハウの保護のため個別に　行います。

・　サウンディングの実施に際して、特に資料提出は求めませんが、説明のために必要な場合には、提出分として計10部御持参ください。

・　参加事業者１者（１グループ）につき、出席者は３名までとしてください。

・　市外の事業者で来庁が困難な場合は、Web会議（Zoom）で実施します。

(6) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果について、概要の公表を予定しています。なお、参加事業者の名称は公表しません。また、参加事業者のノウハウに配慮し、公表にあたっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

**６　留意事項**

(1) 参加事業者の取り扱い

サウンディングへの参加実績は、今後の事業者公募等において優位性を持つものではありません。

(2) サウンディング内容の取扱い

対話を通じて、参加事業者のアイデアやノウハウ等の創意工夫が公募等の条件に反映される可能性がありますが、何ら事業化を約束するものでないことをご理解ください。また、対話内容が全てにおいて不採用となる場合もありますのでご承知おきください。

(3) 費用負担

サウンディング等への参加に要する費用は、参加事業者の負担とします。

(4) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加の対話（文書照会含む）やアン　　ケート等を実施させていただくことがあります。その際には御協力をお願いいたします。

**７　問い合わせ・申込先**

|  |
| --- |
| 妙高市 教育委員会 こども教育課　学校環境係　〒944‐8686 新潟県妙高市栄町5番1号電話：（代表）0255‐72‐5111（直通）0255‐74‐0038　FAX：0255‐72‐3902電子メール：kodomokyoiku@city.myoko.niigata.jpホームページ：https://www.city.myoko.niigata.jp/ |